

宇部市テニス協会大会実施要項

1 趣 旨

この要項は、宇部市テニス協会規約（以下「規約」と記す。）第4条第2号に掲げる宇部市テニス協会（以下「協会」と記す。）が主催するテニス大会（以下「大会」と記す。）の実施運営にあたり、必要事項を定める。

2 目 的

大会は、テニス競技の普及、参加者の競技能力の向上、ルール及びマナーの啓発を目的とする。

3 規 則

大会は、日本テニス協会トーナメント競技規則を準用して実施する（「日本テニス協会テニスルールブック」を参照）。また、ポイントペナルティー制のうちコード・バイオレーション及び遅刻に対するペナルティを適用する。

4 参加資格

(1) すべての大会において、参加資格は、以下に掲げるすべての事項に該当していることとする。

ただし、以下の事項に該当しない大会については、別に大会要項で定める。

- ① 規約第2条第1項に定める、協会の会員であること。
- ② 個人登録規程第2条に定める、登録資格を有していること。
- ③ 規約第14条に定める団体の加盟金及び個人登録規程第3条に定める、登録費を納入していること。

(2) (1)に定める資格に違反が発覚した場合は、当該年度の出場した大会のすべてを失格とする。なお、団体戦においては、所属する団体を失格とする。

5 大会参加申し込み

(1) すべての大会において、大会参加申し込みは、加盟団体毎で取りまとめ、各大会が指定する期日までに指定先まで申し込むこと。

(2) 申し込み方法は、指定する様式で、指定する宛先まで郵送またはメールで行うこと。ただし、別に様式を指定する場合は、大会要項で定める。

6 大会参加費

(1) すべての大会における大会参加費を下記のとおりとする。ただし、下記に定める以外の大会については、別に大会要項で定める。

- ① シングルス 1名につき 1,000円（ジュニアの部は1名につき500円）
- ② ダブルス 1組につき 2,000円（ジュニアの部は1組につき1,000円）
- ③ 団体戦 1チームにつき 5,000円（ジュニア団体戦は3,000円）

(2) 大会参加費は、加盟団体毎で取りまとめ、各大会が指定する期日までに、指定する口座に振り込むものとする。

(3) 仮ドロー作成後に参加を取り消す場合は、大会参加費は返納しない。

7 フリーの参加

(1) 4の(1)に定める以外に、在住者または在勤者に限りフリーとしての参加を認める。この場合、フリーエントリー参加申込書を提出するものとする。

- (2) フリーの大会参加費は、6の(1)に定める参加費にシングルスは1,000円、ダブルスは1名につき1,000円を加算する。また、大会参加費の振込は個人で行うこととする。
- (3) フリーの参加申込及び大会参加費の振込は、個人で行うこととする。

8 クラス分け及びランキング

- (1) クラス別大会におけるクラス分けは、シングルス・ダブルスともに、男子はA、B、C、D級、女子はA、B、C級とする。また、別に年齢別及びジュニアの部を設ける。
- (2) 参加クラスは、山口県ランキング（毎年1月31日現在）による、別に定めるガイドラインに基づき、自己申告制とする。ただし、A級を除く各クラスの前年度優勝者は、当該クラス以下への出場は認めない。
- (3) ジュニアの部への出場は中学生以下とする。ただし、一般への出場はA級に限る。また、年齢別の年齢制限については各大会要項で別に定める。
- (4) 同一大会の同一種目において、クラスの重複及び年齢別・ジュニアの部と一般の重複出場は認めない。
- (5) 年齢別及びジュニアの部の場合、一般とのシングルス・ダブルスのクロスエントリーを認める。
- (6) ダブルスの場合、二人のクラスが異なるときは、一方が上位のクラスに出場する。

9 入賞

- (1) 各大会、各種目における入賞者は、協会表彰規程第2条及び第5条により表彰する。

10 コーチング及び助力

- (1) 大会の試合中は、一切の指導助言を禁止する。なお、違反した場合、対象選手を失格とすることがある。
- (2) 団体戦においては、コートチェンジの際、ベンチコーチ1名に限り指導助言を認める。
- (3) ダブルスパートナーを除き、何人も自然的体力消耗（痙攣等）に陥っている選手を助けてはならない。ただし、事故による怪我の場合には、選手に対して助力しても良い。

11 その他

- (1) 服装は、テニスにふさわしい服装とする。
- (2) 全ての大会において「ボールパーソン」を付けてはならない。
- (3) 試合はセルフジャッジで行う。ただし、試合によってはSCUを適用する場合がある。

付 則

この要項は平成 9年3月1日から施行する。

平成13年3月1日	一部改定	平成19年3月1日	一部改定
平成15年3月1日	一部改定	平成20年3月1日	一部改定
平成16年3月1日	規程から要項へ変更	平成21年3月1日	一部改定
平成18年3月1日	一部改定	平成25年3月1日	一部改定